

はないか<sup>10)</sup>」という E. M. W. ティリヤードの考えに近くなりそうな気がしている。しかしそういうことは別の機会に論じたい。

最後に、ポーシェのあの「慈悲」についての演説の一部は、明らかにパウロ風な、‘law’ と「神の愛」の関係についての逆説的な思想を表明しているが、しかしそういうものを考える際にも、同時に、私はシェイクスピアの劇作家としてのもう一つの独自の視点、‘fantastic’ な一童話的とよんでよい—視点をも忘れることが出来ないことを附言しておきたい。そういう意味で、私には次のティリヤードの言葉はさすがだと思われたのである。

Unlike St. Paul, Shakespeare did not put away childish things when he grew to manhood, for he never surrendered any possession of his mind; rather he allowed childish things to live in harmony with things adult and sophisticated.<sup>11)</sup>

#### Notes

- 1) J. R. Brown (ed.), *The Merchant of Venice* (The New Arden Shakespeare, Methuen, 1961) P. 116.
- 2) W. M. Merchant (ed.), *The Merchant of Venice* (New Penguin Shakespeare, Penguin Books, 1967) P. 20.
- 3) *Ibid.*, P. 202.
- 4) 伊藤正己, 「近代法の常識」(有信堂, 1972) P. 185.
- 5) W. M. Merchant. *op. cit.*, P. 20.
- 6) H. H. Furness (ed.), *The Merchant of Venice* (New Variorum, Dover Publication, 1964) P. 411.
- 7) E. W. Ives, 'The Law and the Lawyers', (Shakespeare Survey 17, Cambridge, 1967) P. 86.
- 8) J. R. Brown (ed.), *op. cit.*, P. 116.
- 9) J. F. Kermode, 'The Happy Comedies' in *The Early Shakespeare* (Stratford upon Avon Studies: 3, 1961) P. 223.
- 10) E. M. W. Tillyard, *Review of English Literature*, II. iv, 1961, P. 59. quoted in A. D. Moody, *The Merchant of Venice* (Studies in English Literature No. 21, Edward Arnold) P. 18.
- 11) E. M. W. Tillyard, *Shakespeare's Early Comedies* (Chatto and Windus, 1966) P. 44.

とであろう。

シャイロックは返えす言葉がなく、元金もあきらめて、しかも殺人未遂罪が成立していることも知らないで捨てぜりふを吐き出てゆこうとする。

*Shy.* Why, then the devil give him good of it!

I'll stay no longer question.

上のせりふは、作者がこの裁判の場で、法の論理を駆使してシャイロックを有利に見せたり、はかりを持たせて細い「芸」を楽しんだりしながら、また、ポーシアには十分「ノンセンス」を使わせながらも、究極のところ、シャイロックの復讐のモチーフを忘れずにとっておいたことをはっきり示していて、技術的にはほぼ完璧に近いとさえ私には思えるのである。面白いことには、というより当然なことながら、その場にいるキリスト教徒達にもポーシアの論理はよくわかっていなかった。

シャイロックが「三倍の金云々」といったときバサーニオーはすぐそれを差し出すのである。

ポーシアの態度はきびしいと思う人もあるかも知れない。しかし、ポーシアはシャイロックを死刑にするつもりは勿論なかったし、そういう意味では、D. ウィルソンのいうように、あの 'Mercy' の演説はクリスティアン側、特に公爵の慈悲を、そしてまた、アントーニオーのある種の寛容さなどをあてにしてでのことであり、「きびしさ」ということなら、F. カーモードが *The Faerie Queene* の言葉を採用しながら「'Mercilla' は片方に鈍い剣を持っているが、他方には鋭い剣を持っている<sup>9)</sup>」といているのが妥当な解釈ということになるかも知れない。

只、私には冒頭に問題として上げておいたように、アントーニオーの性格と、この裁判の終りでのシャイロックの 'forced conversion' についてはまだうまく説明が出来ない。後者の問題は前者と深い関係があり、しかも、それを承認するのが、結局はこの裁判を主宰している公爵であり、そういう点を考慮に入れると、私の考えは、「シェイクスピアはポーシアの理想とヴェニスのクリスティアン達の粗雑な理解力の間アイロニカルなコントラストを意図したので

ィジカルな問題」に主として関心があったことは E. W. アイヴィスのいうとおりである<sup>7)</sup>。

## V

ポーシァはシャイロックに法令を見せながら、次のようにいう。

*Por. . . .*

For as thou urgest justice, be assur'd

Thou shalt have justice more than thou desir'st.

これは今のべたシャイロックが金のことをいい出すすぐ前のせりふである。裁判の場におけるポーシァに、概して、シャイロックに対する「悪意」のようなものを見る傾向が、近頃の批評にはかなりあるようだが、このせりふにも、何等かの皮肉がないといえは間違いである。しかし、私の考えでは、その皮肉は、結局、ポーシァがシャイロックの根本的な動機のありようをよく知っているところに由来するのであり、ポーシァはあの 'quibble' のいわば「ノンセンス」の論理をこのあたりから、更に、シャイロックが元金をあきらめるあたりまでずっと続けているのである。そして、シャイロックが金へと後退した途端、彼の訴訟が殺人未遂であることが自動的に証明された以上そのあとポーシァのノンセンスが一段とさえて来てもおかしくない。法学者のイェーリングは

The Judge who admitted Shylock's right to cut a pound of flesh. . . , by that very admission recognized Shylock's right to the blood inseperable from the blood; and he who has a right to cut a pound, may, if he pleases, take less.<sup>8)</sup>

といっているが、ポーシァの判決は終っていなかった、したがって、完全には 'admit' していなかったととるのが普通の読み方であり、肉一ポンドをそれ以上でもそれ以下でもなくというのは、私が今述べたように「ノンセンス」の論理の進行過程の中でいわれており、すでに殺人未遂罪が成立している以上ポーシァはなんといっても、それこそ、ブラウンではないが、劇的にはゆるされるこ

とが出来なくて、しかも、その不安を何等かの力で、今、解消しようとして、この心理家の能力で計算しなおそうとする。つまり、相手がああいういい方で何を表明していようとも、やはり経験から考えるとおかしいところがある、どこかごまかしているのではないか、相手は困ったあげく、結局、金で「妥協」せよと暗示しているのではないかと。こういうところに心理家のおちいりやすい陥穽がある。シャイロックは金のことを自らいい出す際に、自分が犯している重大な論理的錯誤に気づいていない。何故なら、この際金のことを自らいい出すのは、先ず、この証文を自分で無効であると認めることであり、しかも、無効であるにもかかわらず金を要求しているとすれば、もともとこの訴訟はその公然の名分である法の正しい運用という要求の背後に別な動機をもっていたことになる、つまり、要するに、アントーニオーを殺して何らかの利益を得ようとしていたということを、彼は自白したのも同然だからである。そしてここに、ポーシアのいわゆる、間接的、直接的、殺人未遂罪も成立するのである。

ついでだが、ポーシアが始めのうちに金を受けとって証文を破らせてくれな  
いかといっているのは、ちゃんと、ポーシアの側の 'Mercy' にかなる法的手続  
であったから、あれはシャイロックの考える意味での計算高い低次の「妥協」  
ということにはならない。

W.M. マーチャントは 'mercy' というようなことも、実際の法廷では、丁度ポーシアがアントーニオーにお前の 'mercy' はといて促すように判決のあとでなされるのが普通であったといっている。だからこれはそういう点でも、要するに 'fiction' 或は童話といつてよいが、私の述べて来たことは、その「童話」が、実定法の観念を傷つけることなく、少くとも、メタフィジカルなものとの関係においては、法の論理の要件を満たしているということなのである。何故なら、実証主義者達はよけてとおるかも知れないが、どんな「法」も、何らかの「メタフィジックス」によって支えられているので、この劇の場合、作者はそのことを、主として、「童話的」な感覚によって直観的に把握しているというだけのことであろう。そしてその感覚なり、方法なりが、極めて独自のものであるというに過ぎないだろう。一般に、シェイクスピアは実際の法の運用などには、写実的な意味ではあまり興味を示さず、法や 'Justice' の「メタフ

あまりにも没常識ない方ではないか。

むろん、自分が法を知らなかったこと、自分の計算がくずれた挫折感の方が強い。その挫折感はさらに先き行きについての不安を彼の心に呼ぶ。彼がこの不安に耐える力があつたら、ポーシァのいい方に対する疑問をはっきりと定着させ、私が先に述べておいたように、悲劇の人物となることは勿論出来なくとも、あの第二の態度をとることが出来たであろう。つまり、その第二の態度とは、「自分はそんな法令があるとは知らなかった。それにあなたの判決は終わったものと思い自分は行動に出ようとした。しかし、そうでないことがわかった。私は財産（生命）を失ってまで、証文通りということをやるとつもりはない。するとこれは結局法の解釈のちがひということになり、私はあなたの立場は立場として認める。したがって私はこの証文は現実的には無効なものとして放てきする、むろん、金は一文も要求しない。しかしこのとは、私が私の理想を捨てたことにはならない。只、私の理想はクリスティアンの社会で実現出来ないことを確認しただけである。」もっともこういう態度なり考え方なりをもっていれば、先にも述べたようにもともとこんな訴訟は起こさなかつたろうが。

彼は少し考えるようにして「三倍の、申し出の金をもらったら、クリスティアンは解放してやる」という。この表現は彼が単に金を欲していることだけを示しているのではない。彼には自分が法を知らなかったということから生ずる不安があるにもかかわらず、依然として自分が優位にあるような口振りをしていくことに注意しよう。これは一種の「自己欺瞞」であるが、私はその原因はこの場合、まさしく彼が「心理家」である点に由来していると思う。そして彼が「心理家」であることはこの劇のいろいろな箇所でも説明出来るだろう。最もよい例は証文のことをアントーニオーに納得させる1幕3場、またこの裁判の始まる直前に公爵やバサーニオーを相手に毒舌をふるう箇所などがそうである。彼はイアーゴー程いやな感じはしないが、イアーゴーにやや似た合理的で、時にはユーモアを混じえながら、相手の心理にくい込んでゆくような文体を与えられている。彼は法の論理においてばかりでなく人間の心理についてもかなりの実証主義者なのだ。彼は私が上に述べた二つの態度を——一つは勿論その覚悟はもともとなかつたことから、第二は不安に耐える力がないことから——とるこ

‘love mercy’ という言葉を引用している。

#### IV

“quibble” に戻ろう。くどいようだが、ここで、ポーシェの ‘implicit’ な意味を裁判の場のコンテキストを考慮に入れて要約しなおせば、ほぼ次のようになる。「我々の法や Justice に対する考え方はお前の考え方とは異なる。そして、慈悲ということをあれ程いったにもかかわらず お前にはわかってもらえなかった。それでも私はお前が最後になって若しかすると 証文を撤回するのではないかという気持ちもいただいていた。それは今でもまだおそくはないのだが、しかし、そうでないことがほとんど判明した以上、我々も一応証文を文字通りにとり、我々の確信するキリスト教的な自然法の ‘equity’ の適用によって判断する。この解釈がお前の方からみていかに奇異 (fantastic) に見えようとも、それはいたしかたない。お前はお前の確信するその文字通りの 法解釈の論理によって肉を切りとる行動にうつるがよい。しかし、そのときは財産は（おろか生命までも）失うことを覚悟せねばならぬ。」

シャイロックは不意をつかれる。たしかに血のことは書かれていない。それに、ポーシェのいい方の奇妙なのにもさしくきつねにつままれたような感じになる。グラシアーノオーの声が耳に入る。不安が湧いてくる。シャイロックは、低い声で、短く問う。

*Shy.* Is that the law?

注意せねばならぬのは、彼が自分の計算は一瞬のうちにくずれたという挫折感と同時にポーシェのいい方によって奇妙な感じも味わっていることである。彼には不安の中にも疑問が生じてくる。たった今までこの裁判官の認識と自分の認識と一致していると思い行動に出ようとしていた。血のことは書かれていない。しかし証文はとっくにみせたはずだ。それに理窟が変ではないか。血のことは書かれていない、したがって無効だといえればよい、つまり肉を切れば血が流れるのは当然であるが、その血は与えられていないから無効だといえればそれなりに論理的である。にもかかわらず、肉はとってもよい、血を流すなどは

*Duke.* ...

Shylock the world thinks and I think so too,  
That thou but leadest this fashion of thy malice  
To the last hour of act, and then 'tis thought  
Thou'lt show thy mercy and remorse more strange  
Than is thy strange apparent cruelty; (IV. 1. 17~21)

ここでいう 'the last hour of act' は判決の下る寸前でもよいし、下った直後でもよいし、愈々行動に移るかに見える瞬間でもよいし、更に私が上に一寸指摘したようにポーシアのあの 'quibble' に対して 'Is that the law?' と疑問を発した直後でも、要するに自ら金のことをいい出す前ならいつでも、論理的には可能であったはずだ。彼が自ら金のことをいい出した途端にポーシアのいわゆる間接的、直接的、殺人未遂罪が自動的に成立することは後で説明するが、ポーシアが公爵と同じ上のような気持を、公爵よりも遙かに論理的な観点から維持しつづけていても決しておかしくはないだろう。事実、ポーシアもシャイロックの訴訟を最初に 'strange' といっている。(IV. 1. 173)

つまり、「奇妙」は奇妙なりに、丁度、ポーシアの 'quibble' がそうであるように、相手の立場とか理想とかをそのまま認める論理的でしかも二元的な態度、意識の様態を保持出来るのに、シャイロックはその二元性に耐えきれなかった。もっともその二元性に耐えきれぬ位なら始めからこんな訴訟を起しはしなかったろうが。面白いことにアントーニオも二元的なものに耐えることの出来ない人物のようである。この証文事件の起こる前の彼がシャイロックに対してとっていた態度は1幕3場などから十分推測出来るのだが、いくらシャイロックがひどい金の貸し方をしているといっても、高利貸自体は合法的なものである以上、彼に対してはもっと別な態度でのぞむべきだったろう。アントーニオはこの裁判の場でもユダヤ人をいくら説得してもむだだという態度を示し ('His Jewish heart!' IV. 1. 80) 手っとり早い判決を望んでいる。今とはなってはどうしようもないと彼が考えるのは当然だとしても、また、この段階ではシャイロックには 'Mercy' というようなことは通じないとしても、ユダヤ人一般が何らかの形でその精神的な意味を知らないなどということは勿論あり得ないだろう。W. M. マーチャントはユダヤの予言者ミカの「慈悲を愛せよ

て裁かざるを得ないといっているのである。つまり、シャイロックは自分の信ずる「法」の論理なり観念なりに殉ずる一種の悲劇的人物たり得るのだと、ポーシァは 'imply' しているのである。

このときシャイロックのとり得る態度は、彼が意識しようとしまいと、論理的には正確に三つあった。一つは、今いった一種の「確信犯 (Überzeugungsverbrechen)」として自分の信ずる「法」の論理あるいは観念に殉ずる悲劇的人物になること。第二は、いずれの側の立場もそのまま認めること、(これはポーシァの態度のいわば陰画にあたることになるが) この場合は自ら証文を放てきし、金も一文もとらないこと。若し金を要求すれば、あとで説明するように、自らの論理的むじゅんによって、第三の、実際にシャイロックがおち入ったような状態になるから。

ポーシァが困っていなかったのは証文の内容から推して、第一の悲劇的なことは決して起こり得ないことを知っていたからである。何故なら、シャイロックの訴訟の主な動機が復讐にあることは誰の目にも明白であり、しかも、この証文の内容から判断すれば彼は自分の死を覚悟した復讐者ではない、ないからこそこの証文を法的に認めさせ、合法的に殺人、またはそれに近いことを行ない、自分は生き残り、全せてアントーニオーなきあとのヴェニス商業の利益をわがものにしようとする (III. 1. 117-8) たくらんでいるのだから。私はこの論文の始めの方で、シャイロックの復讐の動機はこの劇の喜劇的要因として極めて重要であるといっておいたが、以上のような意味で、ポーシァはこの裁判の場では論理的でしかも 'fantastic' な喜劇の作者あるいは演出家だといつかまわらないだろう。また、第一のことが絶対に起こり得ないことを知っていたからこそ、判決直前、アントーニオーの別れにあたってバサーニオーやグラシァーノの言葉づかいを批判して、ネリサと共に一種のコミック、リリーフをやったのけることが出来たのである。

ところで、第二番目の態度の可能性の予想を少々突飛に思う人があるかも知れない。ところが劇のコンテキストはそのこともかなり明瞭に示しているのである。たとえば、この裁判の始まる前、ポーシァの登場する少し前、公爵がシャイロックにいうせりふに注意してみよう。



する。

### III

もともと、劇の表面からいえば、法学者達にはすぐわかるように、シャイロックがこういう訴訟をするのは、肉一ポンドを科料 (forfeiture) として取るような証文をつくってはならないという法令がないということを前提としている。そして「実定法」(positive law) 的にいえば、そういう取引をしてよいという法もないという論理はこの際通用しないから、シャイロックが有利に見えるのである。ポーシアも少くとも表面的 'explicit' にはそれと同じ立場から出発しているように見えるのは劇の示す通りである。だから、イェーリングのような法学者もポーシアは困ってあのような、'wretched quibble' <sup>6)</sup> を弄したのであるといわんばかりなのである。しかし、はたしてポーシアは困っていたのであろうか。法学者に劇の内的なコンテクストや 'implicit' な意味を読むのを期待するのは無理であるから、あとは文学をやるものの仕事ということになろう。結論から先にいえば、ポーシアは困っていなかったし、また、あの 'quibble' によって実定法の観念や概念に傷をつけたわけでもない。私は前にポーシアは「暗示した」と書いた。ポーシアは「実定法」の観念や概念に傷をつけたのではなくて、自分達は法に関しては、シャイロックとはちがった「確信」にもとづいてやっているということを 'implicit' に意味し、その暗示によって「実定法」の限界を明かしてみせただけである。勿論、その劇的效果は 'fantastic' (童話風) であるが、その背後にはシェイクスピア独自の 'dualism' あるいは 'bifocal' な作劇術があり、しかもこの場合彼の喜劇の精神は極めて論理的に働いているのである。この 'quibble' に即して別言すれば、ポーシアはシャイロックが要求しているかに見える 'Justice' の観念そのものをむろん否定したわけではない。ポーシアは単にこの証文を無効だといっているのではない。自分達の立場「確信」からは無効だといわざるを得ない、シャイロックはシャイロックの「確信」—若しそれがあんなら—その「確信」にもとづいてこの証文を有効と考え肉を切る「行動」に移ってもよい、我々はその「確信」を裁きはしない、また裁くことも出来ない、そのかわり、血を流す「行動」は犯罪とし

なり自由なりを保証されているが—そのことはアントーニオのせりふ (III, 3. 26-31) などからわかるし、シャイロックはそれを利用しているわけで、それで公爵も困っている—しかし商業契約の範囲も、こと血とか生命とかの問題に関係してくると、キリスト教徒の方が法的に優位な権利を保証され得る。したがってキリスト教的な価値—それは必ずしも眼に見えない、また見えない方が自然でもある—を中心に据えた法全体の中では取引の自由もそういう意味で制限をうけることになる。

こういう解釈は、たとえばポーシェに味方している側が、ポーシェのいい方は少々奇異だがシャイロックは法そのものの不備を犯罪に利用しようとしているゆるせないやつだから、こういうときにはいたしかたない処置だといっている場合と結局は同じ平凡なもので、刑法とか商法とかよりも一段と高い、(というよりも常識的なといった方がよい) 倫理的な立場からの、法的にもゆるされる範囲での、条文の「拡大解釈」のようなものであり、基本にあるものは日本の法学者ならば「条理」<sup>4)</sup> といい、ヨーロッパや英国なら「心に書かれている (written in the hearts of men)」<sup>5)</sup> という意味での「自然法」の原理にもとづいた 'equity' (衡平) の適用ということになるであろう。

こういうことを文学的、比喩的にのみ応用すれば、例えばシャイロックが「俺はアントーニオの 'heart' をとってやるぞ」とチューバルにいうとき、それは、アントーニオという人物の性格がどうであれ、この上に述べた 'heart' を狙っているわけであり、また 'Casket Plot' で、いかにもシェイクスピア風に 'romanticize' されてはいるが、バサーニオが感極まって自分の愛の真実をつたえるのに 'Only my blood speaks to you in my veins' というときも、広い implication の中で、やはり同じようなキリスト教的な「自然法」の人間的なものに関連づけられているとってよかろう。

そしてまた、ポーシェの法のとりあつかい方に反対する実証主義者達がこの証文をはじめから無効だと宣告しておけばよかったのにというときも、やはり同じような観点からものをいっているのである。

以上のことはとり立てていう程のことでもなかったかも知れない。本当に困難な問題はその一步先きにある。以下その「困難」な問題には入ってゆくことに

は血は一滴もやるとは書かれていないから、肉はとってもいいが血は流すなど、奇妙な (fantastic) ことをいうが、それは法的論理の前提においてすでに間違っている。つまり、肉を切りとってよいという権利は血を流すことを必然的な条件として予想しているのであって、ポーシャのいうことはその証文に血を流してはいかぬという特別な要請が書かれていてはじめて効力があるのだと。いうまでもなく、この論理は、少くとも劇のこの部分だけなら、実証(主義)的には全くはんぱくの余地のない正論である。

しかし、はたしてポーシャの台詞はそういうふうにだけしか読めないのだろうか。

もう一度その台詞をみてみよう。そうしてこう仮定してみたらどうか。この台詞の中の 'blood' 特に、'But' 以下にある 'Christian blood' という言葉には重大な意味が、法的にも一というのはこの劇の必ずしも眼に見えない全体的な法概念をもとにして一附与されていると。恐らく否定的な意見の法学者達はこの 'But' 以下に述べられている(そしてすぐあとでポーシャがシャイロックに見せる)法令(act)は刑法(?)か何かのもので、それをこの取引の証文の法(商法にあたるか)に無理にこじつけるためにポーシャが持ち出したものであると解釈しているらしい。そして肯定的であれ否定的であれ、法学者達がこの法令をことさらとりあげないのは、そういう(近代的な)実際の刑法とか商法とかに専門化された法解釈の、いわば 'legal sectionalism' を自明の前提としているからではないかと思われる。しかし、それにしても、ポーシャがキリスト教徒の血を一滴流しても財産は国家に没収されるぞというときの、その 'Christian' という言葉はこの劇の舞台である自由な国際的商業都市ヴェニスを背景に考えた場合、一といってもこのヴェニスを劇の外にもち出す必要はない—この劇の中では非常にリアリティのあるものとして浮び上がってくるのではないか。したがってポーシャのせりふは先ず次のようなことを暗に示しているのではないか。キリスト教徒の血は他国人のそれとはちがって、何事につけても重大な意味を附与されていて、法的にも、その特権のよし悪しは別として、広く特権的にとりあつかわれ得ると。さらにふえんすれば、商業都市ヴェニスにおいては、シャイロックのような他国人は商取引において当然ヴェニス人同様の権利

but more important, in the play, is the fact that Portia does restore *equity* and the Jew's murderous schemes are foiled; her means of doing so are justified *dramatically*.<sup>1)</sup>

(The italics are mine)

周知のように J. R. ブラウンは最近のシェイクスピア学者の中でも、特に 'theatrical' なアプローチを強調する立場の人である。その立場はそれでいいとして、また、上の言葉もそれなりに、少なくとも表面的な印象の記述としては用心深く正確なもので、私自身文学的には別に反対するつもりはない。しかし、いかに「芝居」だとはいえ、「法」の論理が重要な役割を演じている場面で、その「法」の論理と劇の構造との関係をもっと分析的に論理的に説明しないかぎり、到底、実証主義者達を納得させること出来ないのではないか。その点は彼の 'Introduction' を読んで不満である。ブラウンは 'equity' という言葉を使っている。その言葉のここでの使い方は、私には（後述する意味において）よくわかるつもりであるが、しかし、他方 'New Penguin Shakespeare' の W. M. マーチャントによれば、その言葉 'equity' は法的にも 'a highly ambiguous term'<sup>2)</sup> なのである。マーチャントはシェイクスピア時代の実際の法の運用や概念を一応この劇の背景として考慮に入れてみて、この劇の 'the whole structure' が、当然のことながら、いかに実際とちがうかを指摘し、このポーシァの 'quibble' については、これは「シェイクスピアがよく知っていたにちがいない (実際の法の) 'equity' の諸原理 (principles) の否定」<sup>3)</sup> であるとさえ注している。私は何もマーチャントの方がブラウンよりもこの劇をよく理解しているなどといっているのでは勿論ない。少なくともこの注に関する限りブラウンをとることは上に述べた。要するにもう一步きまじめに法学者の言につきあってみたらというのが私の立場である。私自身いうまでもなく法律には素人であるが、あえてめくら蛇ということを知りて以下そういうつきあい方をしてみる。

## II

実証主義者達は文学者であれ法学者であれ、ヘインズの論理からはっきりわかるように、次のように解釈して否定的な意見になる。ポーシァはこの証文に

Unto the state of Venice.

*Gra.* O upright judge!—Mark Jew, —O learned judge !

*Shy.* Is that the law ?

(IV, 1, 301~9)

ポーシェのこの 'quibble' は多くの学者達を（法学者を含めて）悩まして来た。そして私の読んだ限りでは、卒直なところ、文学的にも、また「法」の解釈の論理という点でも満足のゆくものは見当らなかつた。（もっとも私は法律の専門家ではないから、劇の外の法理論一般のことでは要するに常識の域を出ないのであるが）

先ず、様々な注釈や解釈を読みながら、私が疑問に思った主な点をあげると、

- ① 法学的であれ、文学的であれ、とにかく解釈する側があまりにも（近代の）実証主義的な論理に頼りすぎているのではないか、
- ② この劇の中で「復讐」がシャイロックの主要動機であることは明白であるが、その動機は、シャイロックが要求している証文の文字通りの解釈という「法」の論理よりも、彼自身にとっては勿論のこと、劇的に（正確には喜劇的に）も、遙かに重要であるのに、そのことをこの場面で我々はとかく忘れがちなのではないか、

という二つである。この二つのうち、②の方の、復讐の動機がこの場合「喜劇的」に重要であるといったことはわかりにくいかも知れないが、以下、そのことは次第に明らかにしてゆくはずである。

ところでアーデン版の編者、J. R. ブラウンはポーシェのこの 'quibble' に対して否定的な法学者の明快な意見を次のように紹介している。（'Variorum' には肯定的な法学者の意見もものっているけれど、必ずしも明析とはいいがたく obscure な感じのするところが多い）

Haynes (*Outline of Equity*, 1858, pp. 19-20) held that since blood is necessarily spilt when flesh is cut, Portia's distinction was valid only if the contract had specifically stipulated that blood should not be spilt....,

そして、それにつづけてブラウンはすぐ<sup>・</sup>文学的、<sup>・</sup>演劇的 な注をつけている。

# ポーシアの 'Quibble'

—「ヴェニス の 商人」(1)—

瓜 生 善 美

「ヴェニスの商人」について学者や批評家達の提出している種々の「問題」のうち結局私にとって重要だと思えたのは、第一に裁判の場におけるポーシアの、いわゆる 'quibble'、第二はアントーニオという人物、第三はシャイロックの 'forced conversion' のほぼ三つである。

これらはどれをとりあげてみても、うまく納得のゆくような解釈をなしがたいものばかりであるが、この論文では主として第一のもの、ポーシアの 'quibble' をこの劇における「法」の論理といった面から、—'Variorum' やアーデン版にのっている法学者達の意見を参考にしながら—考えてみたい。しかし、「法」の論理というようなことをいっても、文学的には、私がこの作品から受けている大体の印象はグランヴィル・バーカーや、M・マリなどのそれにほぼ近い 'fairy-tale' 的なものであるから、結局その「童話的」なもの—私はむしろ 'fantastic' なもの—と「法」の論理との結びつきがどういう形態、構造をとっているかをしらべるのが私の目標ということになる。

## I

問題のポーシアの 'quibble' の出てくる箇所を引用する。

*Por.* Tarry a little, there is something else,  
This bond doth give thee here no jot of blood,  
The words expressly are "a pound of flesh":  
Take then thy bond, take thou thy pound of flesh,  
But in the cutting it, if thou dost shed  
One drop of Christian blood, thy lands and goods  
Are (by the laws of Venice) confiscate